

## 第2回行政改革推進審議会 事前質問

### 【財政構造改革プログラムについて】

項目名等	質問内容	回答
	「財政構造改革プログラム」と「行政改革大綱(実施計画)」との関連性について	<p>財政構造改革プログラムは、現在の財政ひっ迫状況において、近年の基金の取り崩しによる財政運営を早期に健全なものにするため、また、中長期的な財政見通し(財政計画)を作成するため、財源の確保と支出抑制の面から、臨時的・緊急的処置として財政構造改革懇話会による具体的な提言に基づいて策定したものであります。</p> <p>これは、行政改革大綱に基づいて、所管の担当課が改革を進める上で、財政構造改革プログラムを大綱の実施計画(集中改革プラン)に反映することで、着実に改革を実行することが期待できるものです。</p> <p>さらに、行政改革大綱におけるサービスの向上(コストの増加を含む)は、総合的視点であります。特に財政収支の改善に資する「コスト削減策」「増収策」に視点を特化して、「どのように改革を進めるのか」という戦略面にも重点を置いた、具体的方策が提言されておりますので、これを活かすことで、行政改革大綱の実現が加速されるものと考えております。</p> <p>(行政改革推進局)</p>
P3-5-2 普通建設事業費	市民ファンドによる資金調達の活用方法としてどのようなことが考えられるか。 (藤澤委員)	<p>他市の事例として、京都市では、財団法人京都市景観・まちづくりセンターが市の拠出金1億円のほか市民や企業から寄附金を募って「京町家まちづくりファンド」を設立して、歴史的な建物の保全・改修のための費用を補助しています。</p> <p>この事例では、寄附金によるファンドの設立であり、配当は行っておりませんが、収益が見込まれるケースでは、出資者に対して配当を行うことも可能となるため、本市の様々な分野において可能性を研究していきます。</p> <p>(財政部財政課)</p>

### 【行革大綱実施計画について】

項目名等	質問内容	回答
P1 6 職員定数・人員配置の適正化の推進	新規採用抑制以外の具体策が明示されていない。もっと積極的に削減のための業務自体の改革を前面に出し、組織のスリム化を図り、それにより浮いた人員を市民サービスの充実に振り向けていただきたい。それらの方策を具体的業務に当てはめて市民にアナウンスしていただきたい。 (吉原委員)	<p>具体策については、組織機構・事務事業の見直し、民間委託・民営化の推進、指定管理者制度等の導入、広域行政の推進、非常勤職員の効率的配置などが考えられます。</p> <p>これらの具体策については、この行政改革大綱実施計画の中に盛り込んでおります。</p> <p>これ以外についても、具体的な取り組みが可能なものから、随時、実施計画に掲載し、取り組んでいく予定です。</p> <p>また、市民サービスの向上のため、更なる行政コストの抑制に努めていきたいと考えています。</p> <p>(行政改革推進局)</p>
P2 8 公務員制度改革の推進	人事評価の試行の結果として出てきた課題とは何か。 (藤澤委員)	<p>業績評価(目標管理の手法を活用)は、全職員に同じ評価手法を一律に用いることは、困難であること。制度の運用を簡便で簡易な方法に改める必要があること。具体的には、評価様式、評価回数、評価時期など運用方法の見直しが必要であること。目標水準が抽象的で評価が困難な事例が見られるなど、制度の理解不足が依然として見られることなどです。</p> <p>(総務部職員課)</p>
P2 13 情報システムの最適化	電子市役所のシステムとは、具体的にどのようなイメージか。どのように市民サービスの向上が図られるのか。 (藤澤委員)	<p>具体的には、18年度に策定する「電子市役所構築計画」の中で整理していきますが、基本的な考え方としては、システムを利用した情報の流れを整理し、併せて業務改善を実施することにより、市民サービスの向上とコストの削減を目指します。</p> <p>17年度実施した評価では、市民サービスに直結する領域の中で早期に整備が必要な項目として、「窓口サービスの電子化」が挙げられており、18年度は、電子申請等の窓口業務の電子化を始めとして、電子市役所のあるべき姿の具体化と、他の領域との優先順位等について検討を行い、19年度以降、業務改善と併せてシステムの構築・更改を進めていく予定です。</p> <p>(総務部情報政策課)</p>

項目名等	質問内容	回答
P3 17 交通災害等共済事業の見直し	平成19年度から廃止の方向として考えていますが、年齢の制限を廃止し実施する方策はないのか。又市民の意見はどうか。 (齋藤委員)	共済事業の加入者は、年々減少してきており、会費本人負担者の加入率は本年度42%となっており、年齢制限を廃止した場合の加入率は、さらに減少するものと推定されます。 長野市交通対策審議会では、この年齢制限の廃止も含め慎重に審議した結果、自賠責保険や任意保険等の充実してきた現在においては、行政が果たしてきた役割や必要性は薄れており廃止もやむを得ない旨、全員一致で決定しております。 本市では、今後、この答申を尊重し議会とも相談しながら平成19年度以降の廃止に向け検討していきたい。 なお、市民アンケートで「現行のまま継続がよい」とした人は、本人が会費を負担しない高齢者で60%台であります。本人が会費を負担する年齢層の市民は「現行のまま継続がよい」とした回答が50%を割っています。 (企画政策部交通政策課)
P3 19 外郭団体等の見直し	市との関連の強い111団体について支援を行うことになっているが、どのような団体であるのか、又将来民営化に考えがあるのか。 (齋藤委員)	対象とする外郭団体は、市が25%以上出資、出捐している団体、もしくはそれ以外で職務上市が特に深く関係している団体を指します。 見直しのねらいは、計画の策定による経営改善を軌道に乗せること、そして行政改革大綱での指摘のとおり、一層の自主運営を促進することにあります。 (行政改革推進局)
P4 21 支所等の在り方の検討	都市内分権 住民自治協議会の設立など、地域と支所の関係も大きく変化していく訳ですが、現在の行政と住民の重要な接点である区の在り方についての質問をします。 1. 現状おおよそ136,800世帯で400以上の区がありその内訳を見て驚愕を覚えるが30～50世帯の区が大変多く存在することである。一方1200～1500～1800世帯の区が13～14位ある。区長会、区の組織にバラツキが大きすぎ行政の末端のネットワークに動脈硬化が起きる。江戸時代明治時代からの歴史的経過は別にしても、今回行政改革に取り組むこのときに支所の在り方とセットで区の在り方も検討する必要があると思うが当局の考えをお聞きしたい。 (宮島委員)	区長会、区組織の規模にバラツキがあることは事実ですが、都市内分権の真の目的であります住民自治の確立を考えると今後、行政からの押し付けではなく、真に住民の側から見て、住民自治協議会の活動など、地域にとって、結束力の向上や、住民活動の活発化のため、一定の規模とすることが望ましいと住民の皆さんが判断されることが望ましいと考えられます。 これは、市民とともに歩む新たなまちづくりを目指す都市内分権の推進計画における支所等の在り方の検討としては、住民の皆さんとの一番の接点となります団体ですので、住民の側から区の組織のあり方と連動した、支所等の在り方を検討していく必要があると考えます。 (行政改革推進局)
P4 26 補助金等の類型化及び見直し	環境が激変している現在、補助金の固定化、既特権化等は早急に見直すべきであり、H20年度の実施を前倒していただきたい。 財政改革プログラムの行政責任の度合いが低いものという感覚は理解しにくい。 (吉原委員)	財政構造改革プログラムでは、市の収入支出を総点検するために、行政サービスの見直し、補助金等の見直し、受益者負担の見直しの3つの作業を大きな柱としています。 これらはいずれも重要な事項であり、市民との十分な議論を重ねながら順次取り組んでいきます。 市が現在実施している事務事業は、生命や財産の安全など緊急・不可欠なものから、余暇活動の充実など幅広い分野にわたっていますが、それが市民にとって不可欠なものであるか、更に、民間でも実施可能なものであるかなどの観点で検証した場合、個々の事業には、行政が実施する「緊急度」や「必要度」の上で当然に差が生じてきます。 財政構造改革プログラムでは、このような差を「行政の責任の度合い」と表現しているものですが、この度合いが低いものについて廃止を含めた見直しを行うとともに、度合いに応じて受益者負担割合を決定していくものです。 (財政部財政課)
P5 30 広報などへの広告料収入の導入	行政として広告を掲載することは、基本要綱を制定して実施したいとあるが、広告掲載に対する業者間等のトラブルが発生されることもあり得ると思う。どのようなPRをされるのか。 (齋藤委員)	広告掲載に当たり、想定されるトラブルとして、市が広告主を支持したり、商品やサービスを推奨あるいは保証しているかのような誤解を与える場合があると思われませんが、そのような表現の広告については、市の「広告掲載取扱要綱」及び「広告掲載基準」において、掲載を認めないこととして、市の中立性を損ねないようにしていきます。 また、広告主の募集を広告代理店を介して行う場合も、市の取扱要綱等に基づいて選定させることとし、トラブルを未然に防止していきます。 (財政部財政課)
P6 36 市有財産使用料(貸付料)の見直し等	充分なる協議の予定はありますか。 (齋藤委員)	市として貸付物件の公平性、統一性を図るとともに、より適正な貸付制度とするため見直しを行うことから、個別の協議等を行う予定はありませんが、見直し案を作成次第、市民へ公表していきます。 (財政部管財課)

項目名等	質問内容	回答
P6 37 事業所税減免等の見直し	事業所税の減免要件は何か。現状の減免総額はどの程度か。 (藤澤委員)	減免の要件は、国の通知により、学術文化の振興に特に寄与するものと認められる施設、中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設、国の経済施策等に係る施設、その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするものとされており、具体的な業種等は市税条例で定めています。 H16減免額 28,736千円 (財政部市民税課)
P7 49 児童館・児童センター等のサービス拡大に伴う行政コストの削減	受益者負担は民間になってから実施することについてはどうかと思う。市の責において行うべきであると思うが如何。 (齋藤委員)	児童館・児童センター等事業は市の施策として実施しており、今まで以上の市民サービスを提供するためには、受益者負担が必要であると考えます。また、事業の実施主体は市であるので、市の責任において検討を図っていきたいと考えています。 (保健福祉部児童福祉課)
P8 58 ごみ処理の有料化の検討	ごみ処理の有料化は当然の流れですが、ごみの資源化の促進の方法も併せてPRして地域住民の積極的協力によっては有料化の負担もいくらか軽減されることを周知させつつ実施に移行する。 (例)支所、公民館の敷地の一部、廃止交番の跡地その他市有地等を活用して資源ごみの回収場所クリーンセンターを設置する。管理運営は区及び自治会で行う。積極的に責任をもって運営できる区に対し申請によって市は許可し設置する。このことにより資源ごみは回収業者と区が直接契約し両者立会いのもとに引渡し販売代金は区の会計に入れ区の運営に資する。当局の考えをお聞きしたい。 (宮島委員)	ごみ処理の有料化はごみの減量・再資源化のためのインセンティブとしての側面があります。 有料化の検討に当たっては、市民が取り組みやすい資源化促進のための施策をあわせて検討する必要があります。現段階での施策として次の制度があります。 「リサイクルハウス設置事業補助金制度」・・・区または資源回収団体(過去3年間の回収活動実績等一定の条件を満たしている団体)が資源物を一時的に保管する倉庫を設置する事業に要する経費に対し補助金を交付しているもので、現在113棟ある。用地及び倉庫は区または団体が用意、設置、管理し、排出日時、業者等を決め、資源物が多く集められている。 「資源回収報奨金制度」・・・資源物の回収実績量に応じ市から報奨金(1kg当たり7円、品目により加算金あり、17年度予算約1億3千万円)を交付し地域で有効に活用されている。 「サンデーリサイクル」制度の拡大・・・市内のスーパー等の駐車場の日曜日に資源物回収を市が実施しているが、今後回収品目・場所の拡大を検討する予定。18年度秋に蛍光灯を支所、電気店で回収する方法を検討中。 ご提案のクリーンセンター用地として、支所、公民館の敷地の一部など市有地を利用することについて、また市が設置することについては当面考えていませんが、地元から要請があれば土地の管理者と使用について検討したいと考えています。いずれにしても上記の制度により今後もごみの減量と再資源化を推進していきます。 (環境部環境第一課)